

医師事務作業補助 技能認定試験のご案内

公益社団法人 全日本病院協会
一般財団法人 日本医療教育財団

【試験に関するお問合せ先】

一般財団法人 日本医療教育財団 本部事務局
〒101-0064 東京都千代田区神田猿樂町 2-2-10
TEL 03-3294-6624 FAX 03-3294-1787
<http://www.jme.or.jp>

■ 医師事務作業補助技能認定試験の概要 ■

試験の目的	医師事務作業補助業務に従事する者の有する知識および技能の程度を評価・認定することにより、医師事務作業補助職の職業能力の向上とその社会的経済的地位の向上に資することを目的とします。
試験の対象	診療録や医療文書の記載等、医師が行う事務作業を補助する業務に関する職業能力を評価の対象とします。
合格者に付与する称号	ドクターズクランク®
受験資格	(1) 教育機関等が行う教育訓練のうち、認定委員会が認定規程により定める「医師事務作業補助技能認定試験受験資格に関する教育訓練ガイドライン」に適合すると認めるものを履修した者。 (2) 医療機関等において医師事務作業補助職として6ヵ月以上(32時間以上の基礎知識習得研修を含む)の実務経験を有する者。 (3) 認定委員会が前各号と同等と認める者。 ※(1)～(3)のいずれかに該当する者。
試験実施時期	年6回(5月、7月、9月、11月、1月、3月)
受付時間および試験開始時間	受付時間 12:40～13:05 試験開始時間 13:15～ ※試験開始10分前から受験にあたっての諸注意の説明を開始します。
試験会場	各都道府県内の公共施設等で実施します。
出題範囲	医師事務作業補助技能認定試験の基準およびその細目を参考にしてください。
試験実施方法	学科 医師事務作業補助基礎知識 筆記(択一式) 25問 50分 実技 医療文書作成 筆記(記述式) 4問 60分 ※参考資料の持込みについて 学科試験・実技試験とも、参考資料を見ることができます。
受験料	9,000円(税込)
試験申込	(1) 当該試験日の2ヵ月前より、当該試験日の2週間前までを受付期間とします。 (2) 所定の受験申込書に、実務経験または認定委員会が定める教育訓練ガイドラインを履修したことを認める証明書を添付のうえ、受験料を添えて当該受験地域の日本医療教育財団支部へ郵送(現金書留)またはご持参ください。 ※受験申込書受理後は、試験日と受験会場の変更および受験料の返還は認められません。
受験票発送	当該試験日の1週間前までに受験票を発送します。
合否の判定	学科試験および実技試験の各々の得点率が70%以上を合格とします。
試験結果の発表	当該試験日から約1ヵ月後に郵送により通知します。
技能認定合格証の交付	当該試験結果通知から約1ヵ月後に郵送します。

医師事務作業補助技能認定試験の基準およびその細目

審査領域	審査基準・細目	
<学科> 1. 医療関連法規	①医療法 ②医師法 ③保健師助産師看護師法 ④地域保健法 ⑤感染症法 ⑥生活保護法 ⑦高齢者の医療の確保に関する法律 ⑧老人福祉法 ⑨身体障害者福祉法 ⑩障害者基本法 ⑪障害者総合支援法 ⑫介護保険法	各法の目的とその沿革 医療施設に関する法律 医療従事者に関する法律 制度の目的と概要 申請手続き 申請書・診断書 主治医意見書 等
2. 医療保障制度	①健康保険法 ②国民健康保険法 ③保険医療機関および保険医療養担当規則 ④労働者災害補償保険法 ⑤自動車損害賠償保障法	各法の目的とその沿革 保険医療機関および保険医の社会的責任 請求手続き 療養補償給付・休業補償 等
3. 医学一般	①人体の構造・組織・器官 ②器官系 ③人体解剖図 ④診断と治療 ⑤医療用語	普遍的で重要な疾患と治療 典型的な病状 標準的な診断（診療・検査・画像診断） 標準的な治療（投薬・注射・リハビリテーション・精神科専門療法・処置・手術・麻酔・放射線治療） 等
4. 薬学一般	①医薬品医療機器等法 ②薬物療法	薬品に関する公定書と法律 薬の名称および種類・分類 薬物の剤形 薬物の毒性、副作用・禁忌 等
5. 医療と診療録	①診療録の定義と関連法規 ②電子カルテシステム （オーダリングシステム）	診療録記載の法的根拠 診療録等の定義と記載の原則 POMR（問題指向型診療録） 診療報酬請求の算定要件 電子カルテについての概略 電子署名および認証業務 等
6. 医師事務作業補助業務	①個人情報保護法 ②代行入力業務 ③文書作成補助業務 ④医療の質の向上に資する事務作業 ⑤行政上の業務	医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン 診療録・処方せん作成 医療文書の取扱いおよび作成について 等
7. 病院管理	安全管理	医療安全管理（概要） 院内感染防止対策（概要） 等
<実技> 医師事務作業補助業務	医療文書作成業務	各種診断書・証明書・申請書作成

【医師事務作業補助技能認定試験受験にあたって】

※本試験をお申込みされた方は、『医師事務作業補助技能認定試験のご案内』に記載されているすべての事項について、同意しているものとみなします。必ず内容をご確認のうえ、お申込みください。

●受験申込みに際しての注意事項

1. 受験申込書受理後は、試験日および受験会場の変更は認められません。(会場の定員等の都合上、希望された会場以外をご案内する場合があります。)
2. 受験申込者が一定数に達しない場合は、希望された会場以外をご案内することがあります。
3. 受験申込書に不備がある場合は、受理しないことがあります。
4. 納入された受験料はいかなる場合も返還いたしません。
5. 当該試験月に対応する診療報酬等を日本医療教育財団のHP等で確認のうえ、お申込みください。

●試験当日の携行品

受験票、時計、黒のペンまたはボールペン(消せるボールペンは不可)、黒鉛筆またはシャープペンシル(HB以上)、消しゴム(修正液等は不可)、電卓、参考資料 ※すべての携帯情報端末機器は使用できません。

●試験当日の注意事項および禁止事項

1. 試験会場までは公共交通機関をご利用ください。バスなどの公共交通機関は混雑や遅れが生じる場合がありますので、時間に余裕を持ってお越しください。
2. 試験当日は必ず受験票を持参し、受付時に提示してください。提示のないときは、入場できない場合があります。
3. 受付時間までに試験会場に集合してください。(受付時間は受験票に記載しています。) 試験開始後30分を経過すると入場できません。公共交通機関以外による遅延等で、試験会場に到着できなかった場合や試験時間に間に合わず受験できなかった場合でも受験料は返還いたしません。(公共交通機関による遅延の場合は遅延証明が必要となります。)
4. 座席は係員の指示に従い着席してください。
5. スマートフォン、携帯電話、携帯情報端末機器など、外部と連絡を取り得る電子機器等の電源を入れたまま試験会場内に持ち込んだ場合、また電源の状態にかかわらず当該機器を試験会場内の机上に置いていた場合、不正行為とみなし失格になり、不合格扱いとなります。
6. 筆記用具、電卓等、携行品の貸し出しはしていません。必ずお持ちください。
7. 試験中や試験会場内では、係員の指示に従ってください。係員の指示に従わないとき、また不正行為等があると認められたときは退場のうえ失格になり、不合格扱いとなります。
8. 試験中の飲食は禁止します。持病等で服薬のため飲料水等の摂取が必要な方は事前に申請が必要となります。
9. 試験中は休憩時間がありません。体調不良等やむを得ず途中退室する場合は、係員の指示に従ってください。
10. インフルエンザ等感染症の罹患が疑われる場合は受験を控えてください。また、各自で感染防止対策に十分ご注意ください。

●その他

1. 提出された試験問題および解答用紙は、一切返却いたしません。
2. 試験問題と採点の内容および試験結果についてのお問い合わせは、一切受け付けられません。
3. 試験結果通知書は、当該試験日の約1ヵ月後に受験申込書に記入された住所へ郵送します。また合格者の方へ交付する合格証は、結果通知からさらに1ヵ月後の郵送となります。当該試験日より結果通知書は1ヵ月半、合格証は2ヵ月半経過しても届かない場合は、日本医療教育財団本部へ必ず連絡をしてください。試験日によっては、結果発送までの期間が通常よりもかかる場合があります。
4. 受験申込後に住所変更された場合は、日本医療教育財団本部へ書面で新住所をお知らせください。なお、住所の変更手続きが間に合わず、旧住所へ郵送する場合がありますので必ず郵便局に転居届の手続きを行ってください。
5. 試験結果通知書および合格証の郵送は、日本国内に限らせていただきます。
6. やむを得ず欠席し次回受験を希望される場合は、速やかに日本医療教育財団本部へ連絡し、受験申込書をご請求ください。(欠席された場合、次回試験への振替はできません。)

●個人情報の取扱いについて

日本医療教育財団が実施する試験の受験申込書に記入された個人情報については、当該試験の運営管理、試験結果発送および日本医療教育財団からのお知らせ等をご送付させていただく場合に使用いたします。

なお、日本医療教育財団に登録されている教育団体等から一括で受験申込みした場合は、個人宛に送付される結果通知書とは別に当該教育団体等宛にも試験結果を送付します。

※日本医療教育財団の監督のもと、業務の一部を委託しております。